

豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

1 基本施策

子どもの権利を尊重する 社会風土の醸成

「子どもの権利条約」は、18歳未満のすべての人の基本的人権の尊重を促進することを目的に、1989年（平成元年）に国連で採択されました。この条約では、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という4つの権利を定め、「子どもの最善の利益」の確保、すなわち、子どもに関することはあくまでも子ども主体で考え、子どもにとって最も良いものに決めるということが大人の義務としてうたわれています。

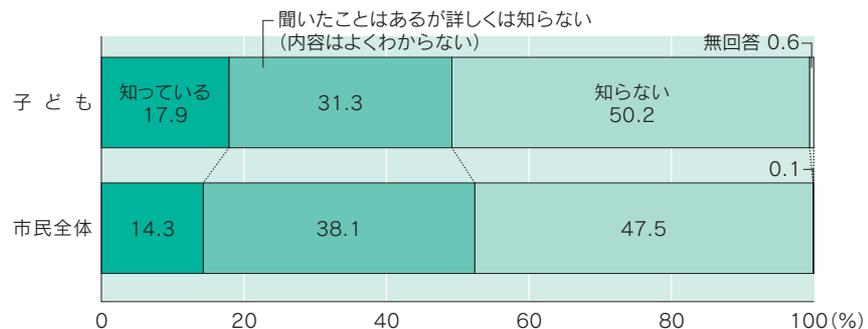
しかし、いまだに世界各地では、貧困や飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取などが頻発し、また、日本においても、いじめや不登校、援助交際、児童の性を露骨に表現したポルノグラフィーなど、子どもを取り巻く問題はますます深刻化しています。

わが国は、1994年（平成6年）の批准・発効以後、立法措置や行政措置などにより子どもを守るための対策を進めてきています。また、札幌市においても、啓発パンフレットを作成・配付するなど多くの市民に「子どもの権利条約」を知ってもらうための各種事業を実施してきました。

しかし、平成15年度に実施した「札幌市青少年基本調査」において、「子どもの権利条約」について半数が「知らない」と回答していることから、今後より一層の普及啓発に努めていく必要があります。

そこで、未来を担う子どもたちを守るために「（仮称）札幌市子どもの権利条例」を制定し、「子どもの権利」を擁護する体制についても定めるとともに、市民の意識の向上に努めます。

「子どもの権利条約」の認知度



（資料）札幌市子ども育成部「札幌市青少年基本調査」、
札幌市広報部「札幌市政世論調査」（平成15年）

個別
事業

【(仮称)札幌市子どもの権利条例】の制定及び推進 子ども育成部

札幌の未来を担う子ども一人ひとりの権利を守り育てるため、「子どもの権利条例」について広く市民議論を高めるとともに「子どもの権利条例」を制定（平成18年度制定予定）し、子どもの権利擁護の推進を図る。

【子どもの権利条例に関する認知度】平成15年度：14.3%▶平成21年度：40%

【子どもの権利条例】啓発事業 子ども育成部

18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重の促進を目的としている「子どもの権利条例」に関して、各種啓発事業を推進することにより、市民の認識を深め、問題意識の醸成を図る。

【子どもの権利条例に関する認知度】平成15年度：14.3%▶平成21年度：40%

子ども議会 子ども育成部

未来を担う子どもたちに札幌のまちづくりについて考えてもらい、市政への参加と理解を促進する機会とするとともに、子どもが主体となる議会とし、議会を通じて子どもの権利条例の意見表明権などを体現する場として、権利条例について市民への啓発、議論の喚起を促す。

【参加者数】平成15年度：65人▶平成21年度：70人

私たちの児童会館づくり事業 子ども育成部 〈2-4-④再掲〉

屯田北地区に整備予定の児童会館をモデルとして、児童会館のハード・ソフト両面にわたり、子どもが自ら参加し、主体的に関わる仕組みをつくることによって意見の反映を図るとともに、地域活動等に対する関心を育む。また、既存の児童会館の運営等にも順次子ども版運営委員会の導入を図り、子どもたちのための児童会館づくりも目指す。

【子ども版運営委員会実施施設数】平成16年度：1か所▶平成21年度：21か所

2 基本施策

子どもを見守る 地域の連携

札幌市では、次代を担う子どもたちの社会性や主体性などを育むため、学校や町内会をはじめとする関係団体と連携し、各地区に青少年育成委員会を設け、健全育成に向けた各種事業や青少年が健やかに育つ環境づくりに取り組んでいます。

また、心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動により、「青少年を見守る店」の登録を促進し、子どもにとって有害な商品の陳列方法の改善や酒・たばこ等の販売規制を依頼するとともに、学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成・非行化防止を推進するため「中学校区青少年健全育成推進会」を設置してきました。

さらに、子どもに対する虐待が大きな社会問題になっていることから、地域ぐるみで予防・防止等の活動を展開するために、「児童虐待予防地域協力員」制度などを設けてきました。

こうした活動を推進するために、学校や行政などで組織する連絡会議を開催し、情報の共有化に取り組んでいます。しかし、育成者の不足、個人情報取扱いなどの課題が指摘されており、広汎な連携づくりも求められています。

子どもが地域で健やかに暮らせるまちづくりを実現するためには、子どもを見守るための地域でのネットワークづくりが、ますます重要になっています。そのためにも社会環境の変化に対応した地域活動の実態を把握し、子どもにかかわる情報を適確に収集し、提供できる体制の整備を図るとともに、ボランティア団体や学校、行政、NPOなども含めた関係団体の連携のあり方についても検討を進めます。

個別 事業

青少年育成委員会事業 子ども育成部

地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を設置（90地区・1,800人）し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における環境対策事業を推進する。

心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動 子ども育成部

これまでの「非行化防止」から「健全育成」を重点とした市民運動の推進のため、全市的な取組としての「青少年を見守る店」の登録推進運動の展開や市内の全市立中学校に「中学校区青少年健全育成推進会」を設置し、各地域での啓発活動を展開する。

【「青少年を見守る店」登録店数】平成15年度：6,388店▶平成21年度：7,200店

児童虐待予防・防止連絡会議 児童福祉総合センター

虐待予防・防止に関して活動を行っている関係機関を一堂に集め、情報の共有化、事例検討等を行い連携の強化を図る。

【開催回数】平成15年度：年2回▶平成21年度：年2回

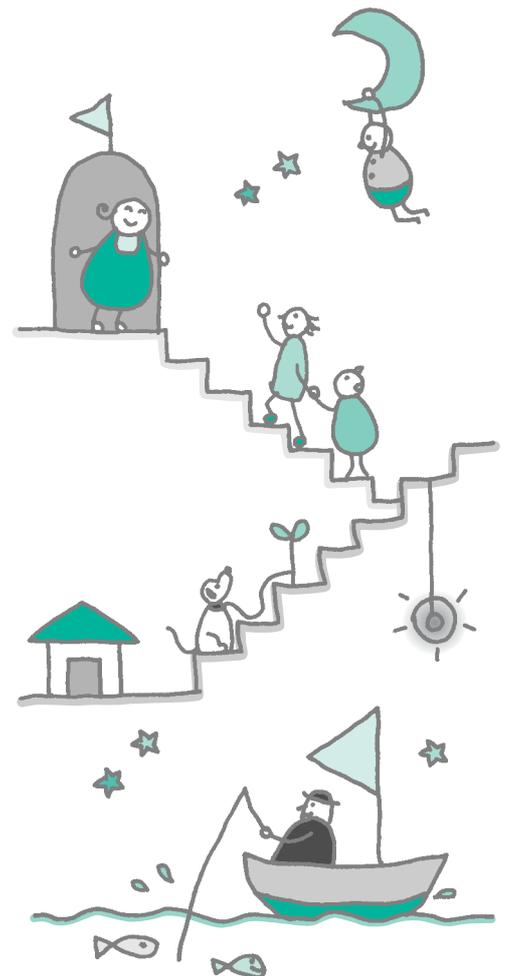
区児童虐待予防・防止ネットワーク事業 健康衛生部

各区保健センターにおいて、児童虐待の予防・防止、早期発見及び虐待事例への円滑な支援を行う地域ネットワークを構築するために、関係機関代表者による連絡調整会議、事例検討会、研修会等を行う。

児童虐待予防地域協力員養成事業 児童福祉総合センター

児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、民生委員児童委員、主任児童委員、青少年育成委員等に対して、研修会により児童虐待予防地域協力員の養成を行う。

【児童虐待予防地域協力員数】平成15年度：4,384人▶平成21年度：7,000人



3 基本施策

子どもに関する相談・支援体制の充実

札幌市では、虐待、非行、不登校等様々な問題を抱えている子どもや家庭に対して、各種相談機関（区役所、保健センター、少年アシストセンター、児童福祉総合センター、精神保健福祉センター、教育センター等）が、電話、面談などにより相談・支援を行ってきました。

具体的には、当事者への助言、相談内容に応じた専門機関への紹介、子どもたちへの「声かけ」、「対話」を通して「相談」につなげる巡回指導、ひきこもりがちな子どもに対して「メンタルフレンド」として登録した学生の派遣、必要に応じた児童福祉施設への入所等の相談・支援事業などがあります。

しかし、子どもたちや保護者の悩みを少しでも解消するためには、問題行動の早期発見や適切な助言など、一層の支援体制を取る必要があります。

今後は、これらの相談・支援事業をより充実させるために、総合的に相談や支援ができる窓口の整備、相談者のプライバシーを保護するための環境の整備、相談員等の資質の向上、一次的な相談機関や専門的相談機関などがより一層の連携を取りながら相互に情報の収集・提供や協力依頼ができるネットワーク化の構築等を推進します。

主な相談機関の受案件数

名 称	(件)			備 考
	平成12年度	13年度	14年度	
少年アシストセンター	-	973	1,784	平成13年4月開始 (延件数)
児童福祉総合センター	3,869	4,368	4,418	相談種別受案件数
教 育 セ ン タ ー	3,491	3,174	2,230	一般教育、特別支援(障がい児)教育、幼児教育相談

〈資料〉札幌市

個別事業

思春期特定相談事業 保健福祉局保健福祉部

心の問題に悩んでいる青少年（概ね12～20歳）や家族に対して、電話や面接による相談を行うとともに、青少年に携わる専門職に対して、コンサルテーション（指導・助言）や研修会、講演会を企画する。

【相談件数】 電話相談 平成14年度：321件

来所相談 平成14年度：114件

子どもアシストセンター相談・指導事業 子ども育成部

思春期の子どもたちの様々な課題に対処するために、電話・面談による相談や街頭における巡回指導などを実施する。

【相談・指導件数】 相談 平成15年度：2,363件

指導 平成15年度：3,070件

家庭児童相談員の配置事業 児童福祉総合センター

児童問題の相談窓口として各区役所に家庭児童相談員1人を配置するとともに、関係機関・団体との連携を図りながら問題解決にあたる。

【配置人数】 平成15年度：10人（各区1人）▶平成21年度：10人（各区1人）

子ども電話相談事業 児童福祉総合センター

子ども本人や子育て等に悩む親からの電話相談に対し、適切な助言や他機関の紹介を行う。

【相談件数】平成15年度：1,346件

メンタルフレンド派遣事業 児童福祉総合センター

社会的不適応を示し、家庭に引きこもりがちな子どもを対象に、「メンタルフレンド」として登録した学生を定期的に派遣し、遊びやふれあいを通じて子どもの社会性や自主性の伸長を援助する。

【メンタルフレンド登録者数】平成15年度：27人▶平成21年度：30人

児童家庭支援センター運営費補助事業 児童福祉総合センター

児童相談所との連携のもとに、児童虐待の未然防止、非行防止、保護者の子育て不安解消など、複雑多様化する児童問題を扱う地域に密着した24時間対応可能な児童福祉施設に対し、運営費を補助する。

【実施か所数】平成15年度：1か所▶平成21年度：2か所

不登校児等グループ指導事業 児童福祉総合センター

不登校相談の児童を対象に、同年代の児童との交流を通じて、自主性や社会性を身につけることを目的としてグループ指導を行う。

【参加児童数】平成15年度：7人

里親育成事業 児童福祉総合センター

家庭で養育できない事情のある子どもを自宅で養育する里親を募集するとともに、里親への研修等を通じて里親制度の普及啓発を図る。

【登録里親数】平成15年度：109組▶平成21年度：130組

次代を担う心身ともにたくましい人づくり

1 基本施策

多様な体験機会の
拡大(体験を広げる)

今日の子どもたちは、少子化、都市化、情報化など、家庭や地域を取り巻く社会状況の様々な変化とともに、子どもにかかわる人々の意識やライフスタイルの変化などによる多くの影響を受けています。

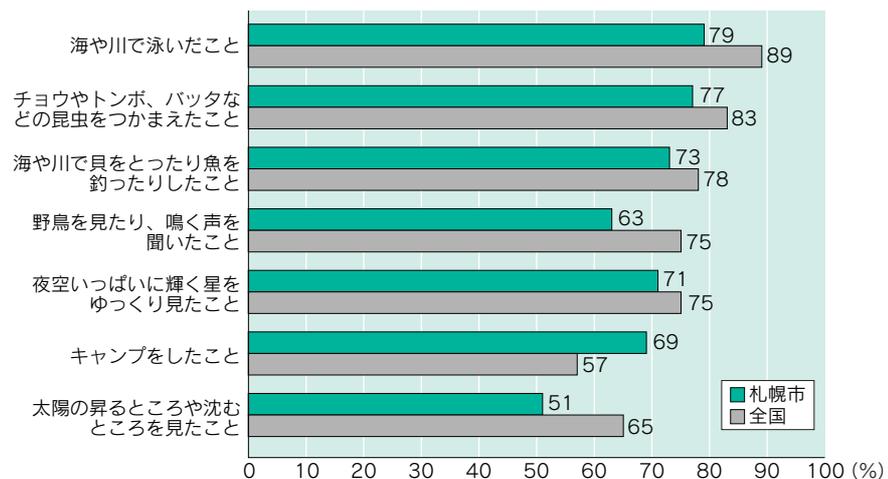
また、子どもたちは、物質的にも恵まれ、周囲の大人たちから以前にも増して大切にされるようになりましたが、その反面、望ましい人間関係をつくり上げていくために必要な直接的な体験の幅の広さや量が不足しているといわれています。

子どもの自然体験の有無について、全国と札幌市を比較すると、札幌市の子どもたちは、自然の中での体験機会が少ない傾向にあります。

一方、家族で過ごす機会や子ども同士が集団で過ごす機会が減少し、人間関係をつくる力が弱くなってきており、社会性の不足や規範意識が希薄になっていることが指摘されています。

子どもたちが、心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性を育てていくため、多くの人々とのかかわりの中で、自然体験や、芸術・文化体験などの遊びや学習を通して、子どもの発達段階に応じた多様な体験機会を提供します。

小・中学生の自然体験の有無



(資料) 札幌市子ども育成部「札幌市青少年基本調査」(平成15年)
青少年教育活動研究会「子どもの体験活動等に関するアンケート調査」(平成11年)

個別事業

博物館体験事業 文化部

化石採取体験学習会、植物観察会、昆虫採集会などを実施する。

【満足度】平成21年度：85%

自然探求サポート事業 文化部

博物館計画推進方針の5大プロジェクトにおける科学奨励制度の一環として、博物館の基本テーマに即した児童の研究活動を支援、奨励する。

【応募者数】平成15年度：20人▶平成21年度：100人

夏休みネイチャークラフトフェスティバル 緑化推進部

夏休み期間中の子どもたちを対象に、木工の専門家の指導による公園管理で生じた資源を利用したクラフト活動を豊平公園で実施する。

【参加者数】平成15年度：700人▶平成21年度：1,000人

札幌市豊平川さけ科学館親子・子供採卵実習 緑化推進部

サケの生態等を学習するために、採卵受精作業や解剖・うろこなどの観察を行う。

【開催回数】平成15年度：年8回▶平成21年度：年8回

一日飼育係(夏及び冬) 円山動物園

公募による市内の小学校4～6年生が獣舎内の清掃やエサ作りなどといった飼育係の仕事を体験する。

【参加者数】平成15年度：夏・88人冬・48人▶平成21年度：夏・88人冬・48人

野外体験事業 生涯学習部

夏休み・冬休みの長期休業日に、子どもたちに林間学校等の野外体験の学習機会を提供する。

【参加者数(累計)】平成15年度：52,600人▶平成21年度：62,800人

博物館講座事業 文化部

博物館活動センター主催の各種講座や講演会を実施する。

【受講者の満足度】平成21年度：85%

ニッセイ名作劇場 文化部

感性豊かな小学校高学年を対象に劇団四季のミュージカルを観劇する体験機会を設ける。

【観劇者数】平成15年度：9,007人▶平成21年度：13,500人

Kitaraファーストコンサート 文化部

市内の小学校6年生を対象に、札幌コンサートホールKitara大ホールで、オーケストラ演奏を鑑賞する機会を設ける。

【鑑賞対象者】平成16年度：小学校6年生▶平成21年度：小学校6年生

ジュニア・ウィークエンドセミナー 生涯学習部

学校週5日制が完全実施されたことに伴い、子どもたちが充実した週末を過ごすことができる機会の提供を目的として、各種体験講座を実施する。

【受講者数】平成15年度：845人▶平成21年度：1,000人

図書館における子ども向け行事 中央図書館

図書館本来の奉仕活動の一環として、文化活動の機会と場の提供を図るため、各種行事を各館独自の計画に基づいて実施する。

特に、子ども向け行事は、映画会、工作会、人形劇など子どもに親しまれる内容とし、図書館に対する興味と関心を喚起することを目的として実施する。

【参加者数】平成15年度：5,831人▶平成21年度：6,800人

地域ふれあい体験事業 子ども育成部

地域の人々が習得している昔遊びや工芸、染め物などの伝承文化、体験談や暮らしの知恵など豊かな経験を広く子どもたちに継承し、多様な価値観を身に付けながら主体的に行動できる青少年の育成を図る。【参加者数】平成15年度：1,560人▶平成21年度：1,560人

親子夜の動物ウォッチング 円山動物園

夏休み期間中の2日間、公募による市内の小中学生とその親あわせて240人（一日あたり120人）が、飼育係の案内により普段見ることのできない動物の夜の生態についての学習の場として実施する。【参加者数】平成15年度：240人

下水道科学館フェスタ 下水道局総務部

下水道科学館において、小学生以下の子どもを主な対象とした下水道に関するイベントを実施し、楽しみながら下水道への理解を深める。

【事業実施回数】平成15年度：年1回▶平成21年度：年1回

夏休み親子水道施設見学会 水道局総務部

夏休み期間中に、小学3～6年生の児童及びその保護者を対象として、ダム、浄水場などの水道施設の見学を体験型の学習として実施し、水資源の有限性、水の貴重さ、水資源開発の重要性等を認識するとともに、水道事業への理解を深める。

【参加者数】平成15年度：184人▶平成21年度：240人

親子ものづくり教室 産業振興部

技能労働の現場における人材確保・育成、熟練技能の継承を目的として、小学校等を会場に、技能の大切さ、素晴らしさの啓蒙・普及につながる講座を実施する。

【実施回数・参加者数】平成15年度：3回・90人▶平成21年度：4回・120人

さっぽろ少年6団交流事業友遊KiD'Sランド 子ども育成部

市内で活動する少年6団体（子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団、鉄道少年団、海洋少年団）の相互交流や加入促進を目的に、一般の子どもたちにも広く参加を呼びかけ、団体の日頃の活動の発表や各種体験コーナーなどを実施する。

【来場者数】平成15年度：3,800人▶平成21年度：4,500人

国際親善ジュニアスポーツ姉妹都市交流 スポーツ部

各姉妹都市の提携記念年に市内中学生で編成した選手団を派遣する。また、提携記念年に該当しない年には全ての姉妹都市を札幌に招請し、姉妹都市間の親善を図る。なお、ノボシビルスク市への派遣については、提携記念年を2年繰り上げて実施する。

【実施回数】平成15年度：年1回▶平成21年度：年1回

札幌カップ国際アイスホッケー競技大会 スポーツ部

青少年の健全育成と国際交流などを目的として、札幌市の提唱により、北方都市会議参加都市、姉妹都市に参加を呼びかけ、1989年8月に第1回大会を札幌市において開催し、以後、隔年で開催している。

国際ユースネット21補助事業 子ども育成部

世界各国の青少年を招き、ホームステイ、社会見学や文化交流などの様々なプログラムを行うことにより、道内の青少年との交流を図る。

【参加者数】平成15年度：0人▶平成21年度：40人

環境プラザにおける環境学習の機会の提供 環境計画部

環境教育の拠点施設である環境プラザから、環境学習の機会等を提供する。

環境プラザを通じて、環境問題を正しく理解し、かつ行動を喚起することにより、環境に配慮した行動が普及・定着することを目標とする。

司法教育の推進 生涯学習部

司法制度への関心を高め、司法教育を充実させるため、学校教育等における司法に関する学習機会の提供を図る。

ファイターズ屋内練習場市民開放事業 スポーツ部

北海道日本ハムファイターズの屋内練習場の少年野球を中心とした市民開放を促進するため、施設を借上げて運営・管理を行うNPO法人に対して補助を行う。

芸術体験キッズプロジェクト事業 文化部

舞台芸術の普及振興と子どもたちの創造性を高めるため、教育文化会館において専門家によるアート講座・ワークショップを開催し、大人とともに舞台芸術を学び、その成果を発表したり、芸術の森の美術館、クラフト工房等の各施設の特性を活かして、子どもたちが美術、工芸、音楽などのさまざまな芸術を楽しみながら体感する事業を行う。

「教えて！ファイヤーマン」事業 予防部

小学4年生の児童を対象として、第一線で働いている消防職員が小学校の教壇に立ち、消防に関する知識を教えるほか、煙からの避難や119番通報、消防隊が現場で使用する資機材に触れてもらう等の体験を通じて、消防の仕事に対する興味・関心を高め、その役割を理解してもらうことを目的とする。

区における各種体験事業 各区市民部

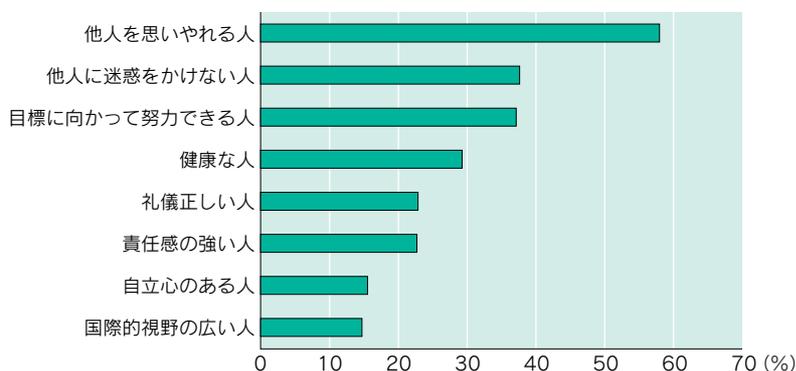
各区役所において、自然とふれあうイベントやドッジボール大会、雪合戦、カルタ大会などの各種文化・スポーツ事業などを開催し、多様な体験を得る機会を提供する。

自立を促す企画・ 参画型事業の充実 (挑戦する)

少子化によって子どもたちが大切にされる反面、家庭では、子どもの行動を抑制することで、知らず知らずのうちに成長の芽を摘み取ってしまう「過干渉」や「過保護」が見られ、子どもが「自らが考え、行動する」機会に欠ける状況に置かれています。

平成15年度の世論調査によると、「今の子どもたちが将来どんな大人になることを望むか」という問いに対しての札幌市民の回答は「他人を思いやれる人」、「目標に向かって努力できる人」が多くなっています。

今の子どもたちが将来どんな大人になることを望むか（上位8項目）



〈資料〉札幌市広報部「札幌市市政世論調査」（平成15年）

そこで、「多様な体験機会の拡大」につながる施策をさらに進めるとともに、それらを単なる体験にとどめず、自分の意思と責任で新たな挑戦へのステップとすることが大切です。また、このような体験の積み重ねを通じて、自己の達成感や、充実感、周りとの連帯感を感じる必要があることから、子どもたちが主体的に自ら考え、参加し、行動できるような条件整備と、積極的な支援が求められています。

さらに、子どもたちが、それぞれの経験や能力を発揮しながら、自主的に新たな課題を発見し、その克服に向けて取り組むことが大切です。

そのために、子どもたちが自分自身への信頼感を高め、自信と意欲を抱けるような事業や自らの力で挑戦し、様々な体験を広げるボランティア活動などの企画・参画型事業の施策を展開します。

個別事業

ボランティア体験事業 保健福祉局総務部

ボランティア活動の振興を図るため、札幌市社会福祉協議会が実施するボランティア体験事業に対して、補助を行う。

【参加者数】平成15年度：523人

さっぽろ夢大陸「大志塾(仮称)」事業 子ども育成部

サッポロさとらんど内の未整備地を会場に、子どもたちの自主性や創造性を育むため、子どもたち自らが希望する活動内容の立案や準備を行い、グループで協力しながら継続的に取り組む参加型の体験活動事業を展開する。

【対象者数】平成15年度：48人▶平成21年度：200人

子ども議会 子ども育成部 (3-1再掲)

未来を担う子どもたちに札幌のまちづくりについて考えてもらい、市政への参加と理解を促進する機会とするとともに、子どもが主体となる議会とし、議会を通じて子どもの権利条約の意見表明権などを体現する場として、権利条約について市民への啓発、議論の喚起を促す。

【参加者数】平成15年度：65人▶平成21年度：70人

札幌市少年リーダー養成研修 子ども育成部

青少年の健全育成を推進するうえで、地域において大きな役割を果たす子ども会活動を円滑に進めるため、子ども会活動の中心役としてふさわしい知識と技能を持った少年リーダーを育成する。

【研修受講者数】平成15年度：1,318人▶平成21年度：1,500人

少年国際交流事業 子ども育成部

子どもたちの自主性を育み国際的視野を広げるため、ノボシビルスク市（ロシア）及びシンガポール共和国との相互交流事業において、参加者が意見や課題を持って取り組むプログラムを実施する。

【参加者数】平成14年度：64人▶平成21年度：80人

サタデー・テーリング 事業管理部

子どもたちが自主的に「ふるさと札幌」を学習して歩く手助けとなるとともに、公共交通機関の利便さや快適さを学んでもらい、併せて交通マナーを身につけてもらうことを目的に、小学校4～6年生を主な対象とした市内34か所のポイントを回るスタンプラリーを実施する。

3 基本施策

思春期の心と 身体の健康づくり

※**心身症**：日本心身医学会では、「身体疾患のうち、その発症と経過に心理社会的因子が密接に関与し、器質的ないし機能的障害の認められる病態を呈するもの。ただし、神経症、うつ病などの精神障害に伴う身体症状は除外される。」としている。

思春期といわれる時期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べ精神的・社会的に未熟であり、様々な問題が生じやすい時期といえます。

近年、思春期における性行動が活発化していることを背景に、望まぬ妊娠・人工妊娠中絶や性感染症が増加しており、また、薬物乱用、喫煙・飲酒、さらに、家庭における食に関する教育力の低下により、朝食の欠食など不規則な食習慣や過剰なダイエットなど、子どもの食生活に関する問題も指摘されています。

あわせて、心身症^{*}、不登校、ひきこもりをはじめとした思春期特有の心の問題も深刻化してきています。

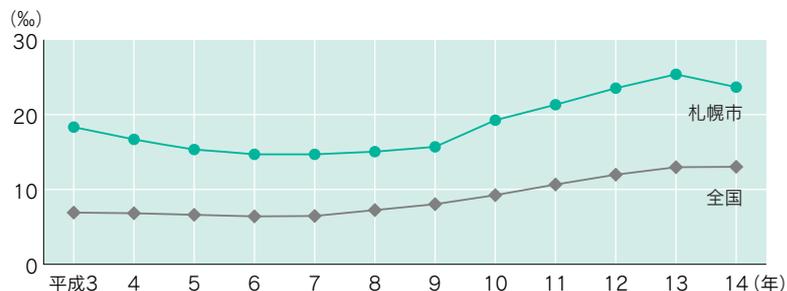
これらの問題は、生活習慣病の発症など本人の生涯にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、次世代を生み育てることへの悪影響も心配されています。

札幌市では、これら思春期の子どもを蝕んでいる様々な健康問題に対して、子どもや保護者に対する相談・指導事業などを行うとともに、学校にスクールカウンセラーを配置して児童・生徒が抱えるストレスの解消やいじめ、不登校などの未然防止や改善に努めています。

学校教育においては、教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間で、健康な身体づくりについての学習を行い、児童・生徒が自らの健康問題を主体的に解決することができる取り組みを進めています。また、思春期の心と身体の発達や食に関する正しい理解を深めるための健康教育を母子保健や関係機関との連携により実施するとともに、家庭における教育力の向上を目指して、保護者に対する学習の機会を提供しています。

今後とも、思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や心の健康相談などの充実を図るとともに、保健・医療・福祉・教育の関係者の連携を一層強化し、家庭・学校・地域における支援システムを整備することが重要です。

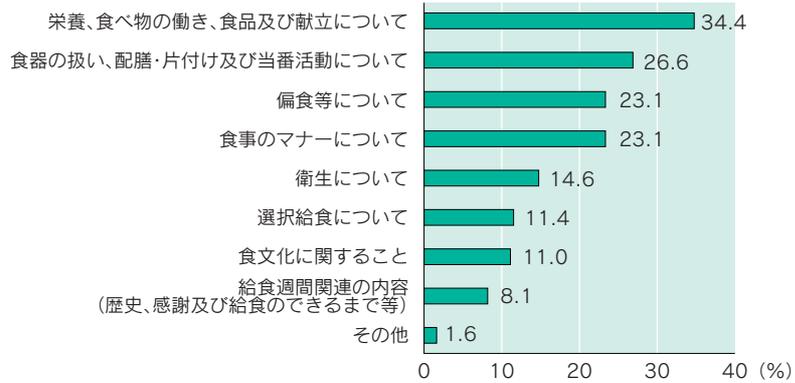
10代の人工妊娠中絶率¹⁾



注：1) 15～20歳未満の女子人口千対の率

〈資料〉札幌市保健所「札幌市衛生年報」
厚生労働省「母体保護統計」

給食時間指導内容（複数回答）



〈資料〉札幌市教育委員会「食に関する指導」実践報告（平成14年）

個別事業

思春期ヘルスケア事業 健康衛生部

小・中・高校生を対象として、自らの健康問題を主体的に解決する能力を育てるとともに、健全な父性・母性の育成を図るために、保健センターの専門職が学校に出向き「性等に関する健康教育」を行うほか、保健センターにおいて乳幼児とふれあう「体験学習」を行う。

【ふれあい体験学習事業の実施校】平成13年度：1校▶平成24年度：増やす

【未成年者の喫煙率（15～19歳）】平成12年度：15.8%▶平成24年度：なくす

【未成年者の飲酒率（15～19歳）】平成12年度：38.9%▶平成24年度：なくす

【10代の人工妊娠中絶率（人口千対）】平成12年度：24.0▶平成24年度：なくす

【避妊法を正確に知っている人（16～19歳）】平成12年度：28.0%▶平成24年度：100%

【正しい性感染症の知識を持つ人（16～19歳）】平成12年度：4.6%▶平成24年度：100%

【薬物への正しい知識を持つ人（16～19歳）】平成12年度：22.3%▶平成24年度：100%

子どもアシストセンター相談・指導事業 子ども育成部 〈3-3再掲〉

思春期の子ども様々の様々な課題に対処するために、電話・面談による相談や街頭における巡回指導などを実施する。

【相談・指導件数】相談 平成15年度：2,363件

指導 平成15年度：3,070件

若者の性に関する知識の普及啓発 健康衛生部

望まぬ妊娠や性感染症の予防を一層推進するため、産婦人科等の関係機関との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患者に対する予防知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を充実する。

【10代の人工妊娠中絶率（人口千対）】平成12年度：24.0▶平成24年度：なくす

【避妊法を正確に知っている人（16～19歳）】平成12年度：28.0%▶平成24年度：100%

【正しい性感染症の知識を持つ人（16～19歳）】平成12年度：4.6%▶平成24年度：100%

思春期特定相談事業 保健福祉局保健福祉部 〈3-3再掲〉

心の問題に悩んでいる青少年（概ね12～20歳）や家族に対して、電話や面接による相談を行うとともに、青少年に携わる専門職に対して、コンサルテーション（指導・助言）や研修会、講演会を企画する。

【相談件数】 電話相談 平成14年度：321件
来所相談 平成14年度：114件

思春期精神保健ネットワーク会議 保健福祉局保健福祉部

思春期（概ね12～20歳）の精神保健に携わる保健福祉・医療・教育・司法の各関係機関が、相互に情報交換を行うとともに、複雑困難ケースについて検討を行うなど、思春期精神保健対策の円滑な推進を図ることを目的として開催する。

家庭教育学級事業 生涯学習部

家庭における教育力の向上を図るため、家庭教育の知識・子どもの心理の理解・親の役割などについて、相互に計画的・継続的に学習する場として開設する。

【開設学級数】 平成15年度：180学級▶平成21年度：210学級

楽しさとゆとりのある給食推進事業 教育委員会総務部

近年の生活環境の変化や食環境の変化など将来的かつ今日的な課題を踏まえ、学校給食のより一層の充実のために、食事環境の整備、献立内容の充実、家庭との情報交換による連携強化の推進などを主な内容として実施する。

【食事環境整備校数】 平成15年度：246校▶平成17年度：305校

【ランチルーム用備品整備状況】 平成15年度：80%▶平成17年度：100%

4 基本施策

子どもの活動を支援する環境の整備

子ども期は、人格の基礎を形成する時期であるとともに、今後の人生を左右すべき大切な時期でもあることから、子どもの生活の場・成長の場である家庭、学校、地域社会などにおいて、周囲の大人が支え、支援することが必要です。

平成15年度の世論調査によると、「近所の子どもとの関わり」について、約4割の市民は関わりがないと回答しています。さらに、関わりがない人の8割は、18歳未満の子どもがいないことから、自分の子どもを介する以外に、近所や地域の子どもと関わることは少ないことがうかがえます。

このため、子どもの育成にかかわる家庭・学校・地域の連携・協力を一層推進するとともに、それぞれが本来持っている役割について再点検し、その育成機能を向上させていきます。また、子どもの遊び場や居場所づくりの検討を進め、子どもたちが学習や遊びなどの活動しやすい環境整備を進めます。

個別事業

家庭教育学級事業 生涯学習部 〈4-3再掲〉

家庭における教育力の向上を図るため、家庭教育の知識・子どもの心理の理解・親の役割などについて、相互に計画的・継続的に学習する場として開設する。

【開設学級数】平成15年度：180学級▶平成21年度：210学級

学校開放地域活動モデル事業 生涯学習部

子どもを豊かに育てていくための地域教育力の向上を図り、学校と地域との連携を図ることを目的として、自然体験学習や社会体験活動、世代間交流など子ども向けのプログラムを企画・実施するほか、地域人材の情報収集と活用、学校施設利用のあり方の検討などを行う。

【実施校数】平成15年度：25校▶平成21年度：55校

学校図書館地域開放事業 生涯学習部

学校の図書室を地域における身近な文化施設として開放し、子どもや地域住民の読書活動を盛んにするとともに、読書を通じて子どもと大人、大人相互の交流の場を広げ、地域の教育力向上と子どもの健全育成を図る。

【開設校数】平成15年度：78校▶平成21年度：96校

福祉読本の発行 保健福祉局保健福祉部

小学校高学年を対象とした福祉読本を発行し福祉の啓発を図るとともに、障がいのある人や高齢者に対する正しい知識の理解促進を図る。

地域ふれあい体験事業 子ども育成部 〈4-1再掲〉

地域の人々が習得している昔遊びや工芸、染め物などの伝承文化、体験談や暮らしの知恵など豊かな経験を広く子どもたちに継承し、多様な価値観を身に付けながら主体的に行動できる青少年の育成を図る。

【参加者数】平成15年度：1,560人▶平成21年度：1,560人

少年団体活動補助事業 子ども育成部

市内で活動する少年団体（子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団）の活動に対して、一部補助を行う。

【団体加入者数】平成15年度：45,331人▶平成21年度：46,000人

児童会館・ミニ児童会館整備事業 子ども育成部 〈2-4-④再掲〉

放課後児童の健全育成のために、児童会館と小学校施設内に児童会館機能を備えたミニ児童会館を整備する。

【整備済施設数】平成16年度：125館▶平成21年度：145館

児童会館・ミニ児童会館事業 子ども育成部 〈2-4-④再掲〉

児童の文化的素養を培うため、児童会館やミニ児童会館において、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動（一輪車、卓球、工作など）、野外活動（キャンプ、ハイキングなど）、自主活動（自由遊び、各種ゲームなど）を行う。

【利用児童数】平成15年度：2,205,729人▶平成21年度：2,206,000人

子どもに関する広報・啓発事業 子ども育成部

子どもに関する育成事業や相談窓口、非行の未然防止等に関する必要な情報を広報誌等により発信することにより、非行防止に関する啓発活動を実施する。

子どもに関する市民学習事業 子ども育成部

子どもの保護者、地域などで育成に関わる人などに、子どもの育成に必要な知識や情報などを提供するため、アシスト講座、アシスト出前講座及び少年問題を考える研修会を実施する。

【参加者数】平成15年度：3,100人▶平成21年度：4,000人

青少年指導者育成事業 生涯学習部

子どもたちの野外活動の指導やさまざまな実践活動を支援するボランティア人材を育成する。

【登録者数（累計）】平成15年度：1,600人▶平成21年度：2,260人

青少年育成委員会事業 子ども育成部 〈3-2再掲〉

地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を設置し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における環境対策事業を推進する。

体育指導委員事業 スポーツ部

体育指導委員が各地域のスポーツ団体等と連携を保ちながら、市民の健康・体力づくりのために事業の企画・運営及び指導を行うとともに、市及び各区の体育事業へ参加・協力する。

PTA活動の支援事業 生涯学習部

青少年の健全育成や、学校、家庭、地域の連携を推進するPTAの指導者養成や諸事業についての支援を行う。

【セミナー参加者数】平成15年度：873人▶平成21年度：1,050人

子ども向け図書資料の充実 中央図書館

図書館（室）は、子どもたちにとっても地域の身近な情報拠点として、図書資料を通して社会・文化・知識・市民生活等への関心や教養を深め、また、必要とする情報を提供する施設であることから、必要な図書資料の充実を図る。

【蔵書冊数】平成15年度：515,842冊▶平成21年度：540,000冊

市民スキー山及びスケート場設置運営補助事業 緑化推進部

小・中学生の健全育成を図るため、町内会等が冬期間のレクリエーションの場として設置するスキー山、スケート場の造成・運営に要する経費の一部を助成する。

青少年科学館管理運営事業 生涯学習部

日進月歩の科学技術と未来社会に対応するため、青少年の科学に対する関心を高めるとともに、科学する心を培い、創造性豊かな青少年の育成を目的として各種事業を実施する。

【観覧者数】平成15年度：362,066人▶平成21年度：388,000人

野外教育施設管理運営事業 生涯学習部

札幌市の恵まれた自然を生かした自然体験活動施設である、国営滝野すずらん丘陵公園内の青少年山の家と支笏洞爺国立公園内の定山溪自然の村において、青少年の野外活動に関する様々な事業を実施する。

【利用者数】平成15年度：41,872人▶平成21年度：75,000人

青少年科学館管理運営事業 生涯学習部

青少年の健全な育成などを目的として青少年センターや勤労青少年ホーム（5館）において、各種講座やサークル活動の支援・指導、相談業務、青少年のグループ活動の場の提供などを行う。

【利用件数】平成15年度：16,754件▶平成21年度：18,000件

（仮称）札幌市子どもの読書活動推進計画策定 中央図書館

すべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的な読書活動ができる環境整備を推進するため、平成17年度を目途に「子どもの読書活動の推進に関する法律」の目的・基本理念に沿った総合的な計画を策定する。

魅力ある 学校教育の推進

平成15年度の市内小中学校の児童・生徒数は、約14万6千人となっており、ピーク時である昭和60年代と比較すると、約5万人も減少しています。

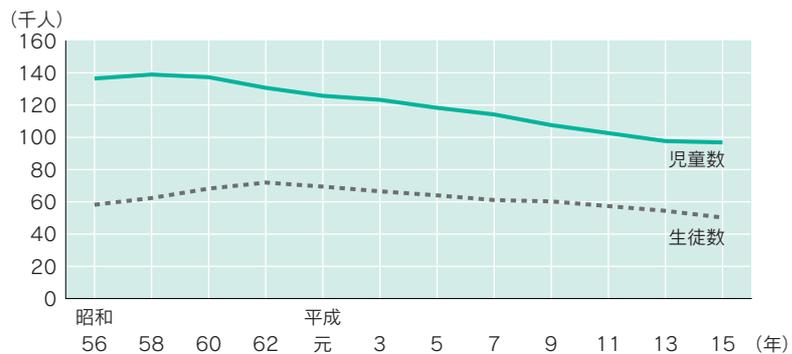
少子化は、子どもが社会性や自主性を身につける機会の減少や子どもへの過干渉・過保護といった負の側面をもたらす一方、一人ひとりの子どもが充実した教育を受ける機会の増加をもたらしています。

また、近年の経済情勢の変化は、就職率や終身雇用にも大きな影響を与えており、子どもが将来に夢や希望を持ちにくくなるなど、学習意欲の低下が指摘されており、学校教育に対するニーズは、ますます複雑化・多様化しています。

このような状況の中で、時代の変化に対応できるたくましい子どもを育むため、学校週5日制や新学習指導要領が実施され、自ら学び、自ら考え、主体的に判断する力、心豊かな人間性、健康や体力といった「生きる力」を育成することが学校教育の重要な課題となっています。

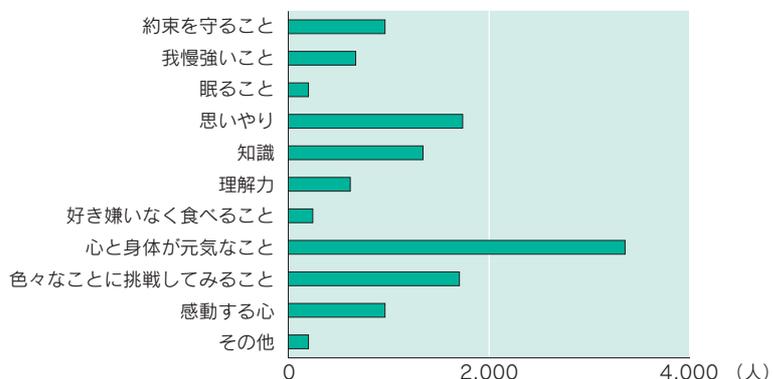
学校では、子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で発揮できるよう質の高い、魅力にあふれた教育を推進します。また、家庭や地域との連携を図りながら、社会全体で子どもを育てるための教育環境を整え、子どもたちの「生きる力」を育んでいきます。

札幌市の児童数・生徒数の推移



〈資料〉札幌市教育委員会「児童生徒数及び学級数の推移」(平成15年)

子どもにとって「生きる力」として大切だと思うこと (3つまで)



〈資料〉札幌市PTA協議会「学校5日制に関するアンケート」(平成14年)

個別事業

※預かり保育：保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動。

（仮称）札幌市幼児教育振興計画策定 教育委員会総務部

少子化、都市化、核家族化など幼児や家庭をとりまく社会環境の変化に対応するため、幼稚園における①幼児教育機能の充実②預かり保育*等保育機能の充実③教育相談等子育て支援の強化④保育所や小学校等との連携などに関する新たな教育計画を平成17年度を目途に策定する。

札幌市教育推進計画策定事業 教育委員会総務部

一人ひとりの個性や特性を伸ばし、21世紀を担う、新しい時代を創造する子どもたちを育てるために、主に義務教育を対象にした中長期的な推進計画と、その実行プログラムを策定する。

学校適正配置事業 教育委員会総務部

少子化が進み児童生徒数が減少していく中で、良好な教育環境を確保するため、市内小・中学校の学校適正配置計画を平成17年度を目途に策定する。

楽しさとゆとりのある給食推進事業 教育委員会総務部 〈4-3再掲〉

近年の生活環境の変化や食環境の変化など将来的かつ今日的な課題を踏まえ、学校給食のより一層の充実のために、食事環境の整備、献立内容の充実、家庭との情報交換による連携強化の推進などを主な内容として実施する。

【食事環境整備校数】平成15年度：246校▶平成17年度：305校

【ランチルーム用備品整備状況】平成15年度：80%▶平成17年度：100%

学校施設整備事業 教育委員会総務部

児童生徒が学習する場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場でもある学校の環境を改善・充実するため、施設の新増改築や大規模改造等を計画的に進めていく。

魅力ある高校づくり 学校教育部

平成15年2月に策定した札幌市立高等学校教育改革推進計画に基づき、生徒の多様化や社会の変化に対応し、主体的で意欲的な学習を促すため、各学校の特色づくりを進めるとともに、単位制や午前、午後、夜間の三部制を取り入れた新しいタイプの定時制高校を設置する。

特別支援教育基本計画に基づく学びの支援プランの推進 学校教育部 〈2-5-②再掲〉

乳幼児期から社会人への移行期までの継続的な相談・支援が行えるよう関係機関と連携した相談体制の充実を図り、「学びの手帳」を発行するなど、学びを支援するための総合的な取組みを「学びの支援プラン」として推進する。

特別支援教育基本計画に基づく地域学習の推進 学校教育部 〈2-5-②再掲〉

盲・聾・養護学校等に在籍する児童生徒が、自分の暮らす地域での学習活動等を通じて地域の子どもたちとふれあうことを目的とした「地域学習校」の取組みを行うとともに、「地域学習モデル事業」を実施し、「地域学習校」を中心とした支援のあり方について調査・研究を行い、その充実を図る。【取組み学校数】平成15年度：151校

養護学校看護師配置モデル事業 学校教育部 〈2-5-②再掲〉

養護学校における医療的ケア体制の今後のあり方を検討・実証するためのモデル事業を行う。

特殊学級の整備推進 学校教育部 〈2-5-②再掲〉

特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し、ニーズに応じた指導を行う特殊学級の整備を推進する。

【設置学校数の割合】平成16年度：33%▶平成18年度：40%

学生ボランティア事業 学校教育部

学校の教育活動を支援する学校外からの参加・協力の一方策として、大学において募集する学生を各学校へ派遣し、子ども一人ひとりの個に応じた教育活動を支援する。

不登校対策事業 学校教育部

学校における不登校の予防や取組み、関係機関との連携などを支援するとともに、相談体制の充実を図り、学校復帰に向けた取組みを行う。

【市立中学校・高校スクールカウンセラー配置】平成16年度：57校▶平成17年度：106校（全校）

学校研究モデル事業 学校教育部

これまでの学校研究委託事業の質の向上と内容の深化拡充を目指し、本市の学校教育の充実・向上に資する目的で、学校・園に、「札幌市学校教育の重点」等にかかわる学校教育推進上の諸課題についての実践的研究を委託する。

国際理解教育促進事業 学校教育部

市立中学校、高等学校における英語教育において、生徒のコミュニケーション能力の育成及び教職員研修の一助として外国語教育の改善に資する目的で、「語学指導等を行う外国語青年招致事業（JETプログラム）」により、外国語指導助手を招致している。今後は、JETプログラム以外の採用を視野に入れながら、外国語指導助手の一層の増員を図る。

地域に開かれた学校づくりの推進 学校教育部

総合的な学習の時間等において、地域の人材を積極的に活用した教育活動を支援するとともに、開かれた学校の創造に関する実践的な研究を行う。

学校評議員制度（類似制度を含む）の活用 学校教育部

学校が保護者や地域住民の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の情報等を提供するなど、開かれた学校づくりを進めるため、地域住民や保護者等の中から学校評議員を委嘱する。

【実施校の割合】平成15年度：30.2%▶平成18年度：100%

少人数指導や習熟度別学習の実施 学校教育部

各学校において「生きる力」を育むために、これまで以上に個に応じたきめ細かな指導の充実を図ることが必要であり、そのための授業改善の方策の一つとして、少人数指導や習熟度別学習を実施する。

【実施校の割合】平成15年度：93.8%

幼児教育相談 学校教育部

来所及び電話により、就学前の幼児の「発達上の問題」、「幼稚園等における適応上の問題」、「保護者の子育ての悩み」などに関する教育相談を行う。

【来所相談件数】平成15年度：220件

教育相談 学校教育部

来所及び電話により、不登校や特別支援教育に関わる教育相談に応じる。

【来所相談件数】平成15年度：2,000件

公開講演会 学校教育部

一般市民や教職員を対象に、子育て支援、特別支援教育、不登校等への支援、その他教育に関する今日的テーマに添って公開講演会を開催する。

【参加者数（年5回）】平成15年度：927人▶平成21年度：1,300人

総合的な学習の時間の支援 中央図書館

小・中・高等学校の「総合的な学習の時間」において、図書館が持つ調査・研究のための図書資料や情報を提供し、学習目的の達成を図るための支援を行う。

【受入人数】平成15年度：3,523人▶平成21年度：5,500人

太陽光発電設置事業 環境計画部

学校教育と連動した環境教育を推進するため、小学校等の市施設へ太陽光発電を設置するとともに、教育施設等への自然エネルギーの有効利用を進める。

【太陽光発電設置数】平成15年度：4施設▶平成16年度：5施設

学校ビオトープ*づくり事業 環境計画部

学校教育と連動した環境教育を推進するため、生きた環境教育の教材として市内小学校に「学校ビオトープ」を整備する。

【ビオトープ設置学校数】平成15年度：7校▶平成16年度：13校

社会福祉協力校指定事業 保健福祉局総務部

児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めるため、札幌市社会福祉協議会が実施する社会福祉協力校事業に対する補助を行う。

【指定数（累計）】平成15年度：305校

国際交流員の派遣 国際部

小・中・高等学校における総合的な学習の時間において、札幌国際プラザへの視察受入や国際交流員の派遣を実施することにより、国際理解及び国際交流の推進を図る。

【受入・派遣回数】 受入 平成14年度：21回▶平成21年度：50回

派遣 平成14年度：32回▶平成21年度：100回

「教えて！ファイヤーマン」事業 予防部 〈4-1再掲〉

小学4年生の児童を対象として、第一線で働いている消防職員が小学校の教壇に立ち、消防に関する知識を教えるほか、煙からの避難や119番通報、消防隊が現場で使用する資機材に触れてもらう等の体験を通じて、消防の仕事に対する興味・関心を高め、その役割を理解してもらうことを目的とする。

※**ビオトープ**：動物や植物が恒常的に生活できるように造成または復元された小規模な生息空間。公園の造成・河川の整備の計画などに取り入れられている。

子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

1 基本施策

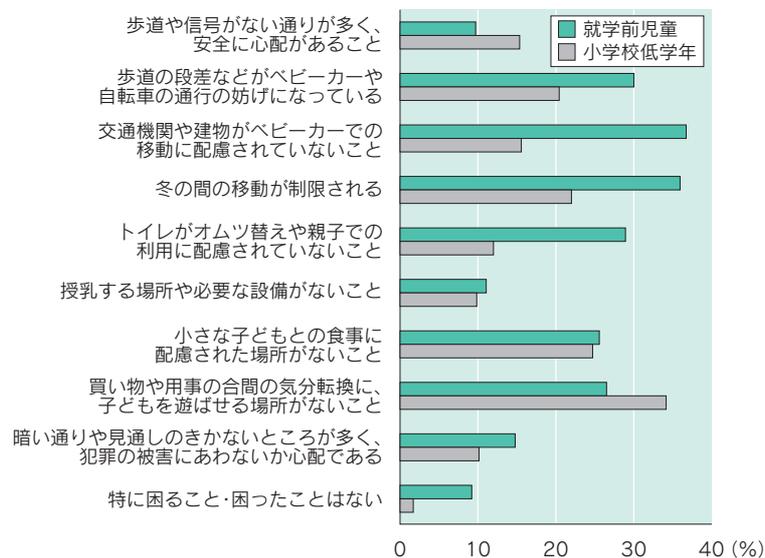
快適な生活空間の整備

※札幌市福祉のまちづくり条例：すべての市民が安心して快適に暮らせる人にやさしいまちづくりのための、市、事業者、市民それぞれの役割を定めるとともに、市の基本的施策や公共施設の整備について定めた条例。平成10年制定。

安心して子育てをするためには、子どもを連れていても気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備する必要があります。

札幌市では、すべての市民が安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを総合的に推進し、すべての人にやさしいまちを目指した「札幌市福祉のまちづくり条例*」を制定し、これまでも物理的な障壁などの解消に取り組んできました。

外出の際に困ること



〈資料〉札幌市子ども育成部「札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査」（平成15年）

しかしながら、子育て中の保護者が外出する際に困ることとして、「歩道の段差」や「交通機関・建物」、「トイレ」など、特に移動に伴って必要な施設・設備面での配慮がなされていないと感じています。

さらに、子育て中の多くの保護者が、「雨の日に遊ぶことができる場所がない」と感じており、また、積雪・寒冷など自然環境の厳しい札幌市においては、「冬の間、外で遊べる場所がない」と感じています。

今後とも、子どもを安心して育てられ、ゆとりのある快適な生活を送れるよう、公共的施設を中心に子育て家庭に配慮したまちづくりを進めていきます。

また、日常生活の中心となる住宅については、これまでの量的拡大から質的向上への目標の転換を踏まえ、子育て家庭が、それぞれのライフスタイルや家族構成などに応じた多様な住宅の選択を可能にするための支援を推進します。

個別事業

公的住宅の供給 市街地整備部

市営住宅の募集時において、母子（父子）・多子・大家族等の世帯に対しては、一般世帯に比べて当選確率を高める優遇制度を設けており、今後、さらにその拡大について検討を進める。

【市営住宅当選確率】平成15年度：2倍（一般世帯比）▶平成21年度：拡大方向で検討

福祉のまちづくり環境整備事業 保健福祉局保健福祉部

札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、妊産婦の方や高齢の方及び障がいのある方等の社会参加を促進し、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、地下鉄駅にエレベーター等を設置する。

【整備済の地下鉄駅数】平成15年度：37駅▶平成21年度：46駅（片側ホームのみの設置駅は含まない）

個性あふれる公園整備事業 緑化推進部

開設後概ね20年以上経過した街区公園や近隣公園を、周辺環境の変化や利用実態、市民ニーズ等を踏まえ、地域に親しまれる公園に再整備している。平成15年度子ども議会から子どもの声を反映してほしい旨の提案があり、今後も計画段階から積極的に、子どもを含めた幅広い市民参加による公園づくりを実施する。

公園・緑地等の整備 緑化推進部

環境保全・防災、景観形成、レクリエーションといった緑がもつ様々な機能を十分発揮させるために、身近な緑を増やし、均衡のとれた街並み形成を図るとともに、今ある緑を保全・育成する。

【市民一人当たり公園緑地面積】平成10年度：21.6㎡▶平成32年度：約40㎡

市民運動広場整備事業 スポーツ部

子どもや家族を主体としたスポーツ活動の環境づくりを目指し、北区新琴似に多目的・平面系の市民運動広場を整備するための検討を行う。

冬の公園利用の活性化事業 緑化推進部

地域住民が主体となった冬の公園利用のきっかけづくりや冬季屋外活動の指導員養成などにより、冬の公園利用活性化を図る。

【公園における冬季イベント開催件数】平成14年度：304件▶平成18年度：350件

子どもの安心・安全の確保

札幌市内における小学生以下の歩行者・自転車事故の発生状況は、概ね横ばいで推移しているものの、自転車による死亡事故は増加傾向にあります。

子どもの安全を守るには、これから交通社会に参加する子ども一人ひとりが交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教育に力を入れるとともに、家庭における交通安全教育のアドバイスを行うなど、交通安全意識の高揚及びマナーの向上を図る必要があります。

札幌市では、これらの活動を行っている札幌市交通安全運動推進委員会に補助を行うことにより、子どもの交通事故防止に向けた取組みを推進します。

さらに、平成12年4月1日から義務付けられたチャイルドシートの着用を徹底するため、啓発資料の配布や交通安全イベント等における正しい装着方法の指導などの取組みを推進します。

小学生以下の歩行者・自転車事故の発生状況

(人)

	総数	歩行者事故		自転車事故	
		死者数	傷者数	死者数	傷者数
平成11年	278	0	153	1	124
12年	323	3	169	0	151
13年	320	2	156	0	162
14年	339	1	163	2	173
15年	315	1	164	3	147

〈資料〉札幌市地域振興部

近年、幼児・児童・生徒が「不審者から声をかけられた」、「痴漢行為の被害にあった」、「殴られた」、「刃物を持った不審者を目撃した」などの事例が発生しています。

各学校においては、学校の安全についての実態把握や安全に配慮した学校施設の整備を進めるとともに、PTA、地域、警察等との連携や協力による防犯教室を開催するなどの安全指導の充実に努めており、さらに具体的防犯マニュアルの作成に取り組めます。

また、「子ども110番の家」など、子どもを守る地域の取組みも広がってきていることから、今後とも学校、地域、関係機関のより一層の連携により、地域ぐるみで地域や学校における子どもの安全を守るためのより具体的な取組みを進めます。

個別事業

スクールゾーン実行委員会の設置 地域振興部

子どもの交通安全を図る目的から、小学校から半径概ね500mの範囲をスクールゾーンとして設定するとともに、行政・地域・学校・運転者が協力して「スクールゾーン実行委員会」を組織し、登下校時の通学指導を実施する。

札幌市交通安全運動推進委員会の活動支援 地域振興部

交通安全教育の充実、交通道德の普及、交通安全運動の展開等により、交通安全への取組みを推進し、子どもの安全確保に努める。

学校安全教育等の推進 教育委員会総務部・学校教育部

学校施設や周辺の点検、幼稚園や学校における危機管理マニュアルの作成、警察等との協力による防犯教室の実施、子どもが自分の身を守ることの大切さやその手立てについて様々な機会をとらえて指導することにより、学校安全教育の一層の推進を図る。

